

第23回 新五流総フォローアップ委員会

議事録

日 時：令和7年1月17日（金）

14:00～16:00

開催方法：岐阜県庁議会棟1階第1会議室

I. 次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

（1）委員会規約の改正

【資料1】

（2）委員会規約の改正

1）新プラン概要

改定の概要①

【資料2】

改定の概要②

【資料3】

2）地域委員会での議論及び各流域プラン（案）

地域委員会の開催状況及び委員会での主な意見

【資料4】

長良川流域プラン

【資料5】

揖斐川流域プラン

木曽・飛騨川流域プラン

土岐川流域プラン

宮川流域プラン

（3）今後の進め方

4. 閉会

II. 参考資料

参考資料 A：プランの概要

参考資料 B：川づくり目標

参考資料 C：市町村ヒアリング結果

Ⅲ. 発言の記録

(河川課 牛丸)

皆様こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから、第23回新五流総フォローアップ委員会を開催させていただきます。私は、本日の委員会の進行を務めさせていただきます河川課の牛丸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは着座に失礼をいたします。

まず、本日お配りしております資料のご確認をいただきたいと思います。本日は、かなりボリュームがございまして、ご確認をいただくのに大変恐縮ではございますが、これから読み上げてまいりますので、ご確認いただけたらというふうに思います。まず、クリップ留めしてあるA3で、本日の委員会の会議次第がございまして。その後ろに本日の出席していただいている出席者名簿。両面です。続いて配席図でございまして。次に規約となりますが、A4の縦で右肩に資料1と記載しておりますが、本委員会の規約がございまして。続いてA3の資料であります。A3横で右肩に資料2と記載がありますが、本日の改訂の概要資料となります。続いて資料3、A3になりますが、左肩クリップ留めしてある右肩に資料3と記載しておりますが、A4横の資料でございまして。ここまでは全流域共通の資料となります。

続いて資料4からでございまして、クリップ留めしてございまして5つの束がございまして、これが各流域にくくったものでございまして。右肩に資料4。クリップ留めしてあるその後ろに、A4横で資料5。この後ろに目次の改定状況、プランの改定版A4縦がホチキス止めで資料5として添付しております。続いてA4横になりますが、右肩に参考資料Aとございまして。クリップ留めしてあるその後ろに、川づくり目標の目次がございまして、参考資料Bという目次の一枚紙の後にはクリップ留めしてある参考資料BというA4横の資料となります。そしてA3の横でカラフルな一覧表で記載をしておりますが、参考資料Cという両刷りのものがございまして。資料番号の後ろに、括弧書きで、長とか揖斐の揖とか、木曽川の木とか土岐川の土とか宮川の宮という字がございまして、これが各流域で作成をしておるというようにご確認いただけたらというふうに思います。

最後に、先ほどの共通資料の中にA4横で右肩に資料6という改定に向けたスケジュールというのがございまして。

大変多くて恐縮ではございますが、以上が本日の資料となります。不足やご不明な点がございましたら、お申し付けください。

(藤田先生)

挟み方が変わっていて、資料Aの後に参考資料があるようです。

(河川課 牛丸)

失礼しました。綴じ方が資料4の後に参考資料A、参考資料B、その後に資料5、最後に参考資料Cでございまして。大変失礼しました。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

ざいます。それではお手元の会議次第に沿いまして、進行の方をさせていただきたいと思いをします。

最初に事務局を代表しまして、河川課長の真鍋よりご挨拶を申し上げます。

(河川課長 真鍋)

皆様改めましてこんにちは。岐阜県河川課長の真鍋でございます。日頃から岐阜県の河川行政ご理解ご協力いただきまして、感謝申し上げます。資料が大変多くなっており、最初から事務局の不手際があって申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

フォローアップ委員会ですけれども、今回で23回目、今年は書面開催を含めて3回目になります。五流総の初版を策定しましたのが、ちょうど20年前、平成17年になりますので、この20年間で23回の会議を開催してきたということになります。今年、進捗管理として3回会議を開催させていただいております。いつもは1回でございますけれども、その分委員の皆様方には、例年以上にお手数をお掛けすることになりましたけれども、おかげでこれだけの改定案をお示しできるようになりました。感謝を申し上げます。本日は、改めて改定の趣旨や考え方をご説明させていただきますとともに、各流域での地域委員会の結果や、その結果を踏まえた改定案を説明させていただきたいと思いをします。先ほどの資料4、カラフルなものがお手元でございますけど、今回、流域治水ということも踏まえまして、各市町に何ができるかというところも踏まえて、聞いてまとめたところはかなり大きく違うところと思いをします。今まではどうしても河川管理者主体でしたけれども、今回各自治体も、なかなか河川の仕事が日頃から慣れない中、頑張って協力していただきました。こういった計画は、他県ではなかなかない計画ですけれども、河川整備計画だけのことが多いですが、こういう束ねる計画を作ることで、今後10年間に岐阜県の河川防止の行方を左右すると言っても過言ではないと思っております。奇しくもと言いますか、水害ではないですけど、今日阪神大震災からちょうど30年ということでございまして、皆様方30年前、今日何していたかなと、おそらく覚えていらっしゃると思いをしますが、私も当時中学生でしたけれども、体育館で授業がありましたけど、テレビにくぎ付けだったのを覚えてはいますけれども、こういった災害がないに越したことはないのですけれども、水害が起きた時は、流域治水の中に復旧復興みたいな話もあります。こういった計画も漏れずに、しっかりやっておくことで、来ないに越したことはないのですけれども、災害がおきた時の復旧復興のスタートダッシュに使えるというふうにも思っております。本日こういったことを踏まえまして、各委員の皆様専門の立場から意見をいただき、より良い計画にしていまして、次のパブリックコメントに向けて策定をしていきたいと思っております。今回資料が大分多くなってはいますので、2時間のお時間を頂戴してはいますが、都合上要点のみのご説明となるところご容赦頂まして、本日よろしくお願いでければと願いをいたします。よろしくお願いいたします。

(河川課 牛丸)

続きまして、本日ご出席いただいております委員の方、オブザーバーの皆様のご紹介をさせていただきますと思います。委員の皆様につきましては、委員名簿の順にご紹介をさせていただきます。何かコメント等ございましたら、ご紹介の際に合わせてご発言いただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。なお、能島委員におかれましては、対面でご出席いただくのが初めてということでございますので、ぜひ一言いただきますと幸いです。よろしくお願いいたします。それでは、まず名簿の順にご紹介いたします。一般財団法人自然科学総合研究所理事顧問の西條委員でございます。

(西條委員)

西條でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

(河川課 牛丸)

続きまして、元南山大学理工学部機械電子制御工学科教授高見委員でございます。

(高見委員)

高見でございます。どうかよろしくお願いいたします。

(河川課 牛丸)

国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学工学部教授能島委員でございます。

(能島委員)

能島でございます。

専門は、地震工学地震防災ということでございまして、この議会、専門部会というのは、長寿命化、耐震化というところで、この委員会に携わらせていただくことになりました。

前任の杉戸先生からの引継ぎということで、就任させていただきましたけれども、杉戸先生におかれましては、今月1月12日の日曜日に、ご逝去されまして、ほんとに残念なことでございますが、杉戸先生と同じようにはなかなか務めることができないかというふうには思いますけれども、精一杯やらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(河川課 牛丸)

国立研究開発法人土木研究所自然共生研究センター主任研究員の林田委員でございます。

(林田委員)

共生研究センターの林田です。どうぞよろしくお願いいたします。

(河川課 牛丸)

国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学高等研究院環境社会共生体研究センター副センター長教授の原田委員でございます。

(原田委員)

岐阜大学の原田と申します。よろしくお願い致します。

(河川課 牛丸)

国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学名誉教授藤田委員でございます。

(藤田委員長)

藤田でございます。よろしくお願いします。

(河川課 牛丸)

オブザーバーといたしまして、岐阜地方気象台長大溝様でございます。

(大溝様)

岐阜地方気象台大溝でございます。よろしくお願いします。

(河川課 牛丸)

はい、ありがとうございます。その他県の関係部局としまして、防災課、森林経営課、砂防課からもオブザーバーとして出席をしております。皆様、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは議事に入ります。以降の進行につきましては、藤田委員長にお願いしたいと存じます。藤田委員長よろしくお願いいたします。

(藤田委員長)

皆様こんにちは。先ほど紹介していただきました藤田裕一郎です。新年早くも 1 月半ばを過ぎるということで、非常にお忙しいところご出席くださいまして、ほんとにありがとうございます。

前回、先程の話にもありましたように、例年より 2 ヶ月早く委員会をスタートして、今年 3 回目ということになります。その内 1 回は書面開催ということで、11 月下旬のところで皆様にご協力いただいたところではありますが、それらを踏まえまして、その間に前後 3 回の地域委員会が開催されています。

地域委員会の方の開催と同時に、先ほど課長さんの方からご紹介がありましたように、市町村の方々には、ほんとに地元の方々とやり取りしていただいて、具体的には集水域で何が出来るかということ、あるいは氾濫域で何が出来るかということを検討して下さった、そ

の結果が本日の資料のベースの大きな部分になっているところでございます。

新プラン案をパブリックコメントにかけるというその前の段階を、最終的な詰めをこの委員会でやっていただくということが大きな議題になっていることになります。

以上のことを、委員会では、本日出席で座っています気象台長さん初め、管理機関のオブザーバーの方々も流域治水に関して、適宜適切なコメントとか、あるいは情報とかを提供いただいた経緯がございます。

改めまして市町の方々、オブザーバーの関係機関の方々にも心より謝意を表することによってでございます。

今日は、阪神大震災からちょうど30年目という日ということもありますが、先だっては、昨年を引き続いて、宮崎県沖で死亡事故が起きたということで、南海トラフの動向を非常に気になるところで、この地域も気をつけなければならないことだと思っております。

そういった観点を含めまして、本日色々ご議論を活発に交わしていただけるとありがたいと思っております。この後、着座で進行の方を進めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第をご覧ください。3番目、議事（1）委員会規約の改正ということで、資料1を含めてということで説明をお願いいたします。

（河川課 阿部）

事務局河川課の阿部でございます。よろしくお願いいたします。

資料1をご覧ください。新五流総フォローアップ委員会の規約でございます。規約の改正ということで2枚目、別表の1をご覧ください。変更箇所は、1ヶ所でございます。

先ほどご紹介させていただきました原田委員でございますが、肩書きが変更になっております。社会共生体研究センター教授ということで、この赤字の部分の変更をさせていただきたいと思っております。それに伴いまして、規約本体の方は附則としまして、この規約は、令和7年1月本日17日付で施行というような形とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

（藤田委員長）

ただいまの規約の変更につきまして、何かご意見等ございましたらお願いしたしたいと思います。特によろしいでしょうか。この規約に書いてあります規約の改正については、この場で決めなくてはいけないということでございますので、改めさせていただきます。

先程お話しにありましたように、資料1の一番上のところ（案）を消させていただきます、最後のところを本日からということで1月17日付の施行とさせていただきます。

続きまして、（2）プランの改定、1）新プランの概要、これにつきまして、資料2、3を用いて順に説明をお願いいたします。

(河川課 阿部)

はい。引き続き私からご説明をさせていただきます。

資料はまず資料 2、A3 横の大きなものをご覧ください。目次と一緒に綴ってあります。

資料 2、A3 横のものをご覧ください。こちらがこのプランの改定のイメージを示したものでございます。

左側黄色っぽく着色してありますが、現在の新五流総第 2 版でございます。

そして右側青っぽく示してあるのが現在改定を進めております、仮称ですが、第 3 次新五流総第 3 版ということになっております。

そして真ん中赤っぽく色が付けてあります。こちらはこの 10 年で新たに生まれた考え方や課題といったものを記載しております。

まず、左側の黄色い部分をご覧ください。現在のプランですが、平成 26 年 3 月に策定をしております。

下にいっていただきまして、プランの構成でございます。大きく 4 つの塊でできておりまして、まず一番上、第 2 章の部分、河川の現状、こちらでは過去に受けた水害の歴史を整理し、また河川改修、ダムを整備、そういったハード対策はどのように行われてきたかということを整理しております。

そしてその下、基本的な考え方ということで、このプランにおける基本的な県のスタンスを整理しております。

当時は、清流の国ぎふづくりという考え方を進めていきましょう、というようなタイミングでございました。そういった思想を取り込んでおります。

また、平成 24 年 7 月の九州北部豪雨、こちらを受けまして、堤防の緊急点検を実施するきっかけとなった内容でございますが、こうした災害を受けて、じゃあ、どこの川をどのようにやっていくかというような対象の設定を行っております。

そしてその上で第 4 章、具体的な進め方としまして、ハード対策、ソフト対策、長寿命化・耐震化というようなカテゴリーで、具体的に何をいつ進めるのかといった整理をしております。

ハード対策といいますのは、いわゆる河川管理者が行う施設の整備ということで、河道改修であったり、ダムを作る、排水機場を作る。

そして、ソフト対策といいますのは、情報提供であったりだとか、そういったハード対策以外のものを全て含めて情報提供ということがソフト対策としております。

そして最後は、当面のアクションということで、今後どのようにこの計画を運用していくのかといった整理をしました。

右側の青い方をご覧ください。今回このプランの改定にあたりまして、大きく 3 つご説明させていただきます。

まず 1 つですが、少し構成を変更しております。従来のプランですと、県全体のもの、五流域全てにかかるもの、各流域、個別のものというのが混在している状況でしたが、少し分

かりにくいといったご意見もいただいております。ですので、今度のプランでは、県内共通編、それから流域編ということで 2 つに大きく分けるといった構成にする予定でございます。こちらがまず 1 点です。

そして、中身のポイントが 2 点ございます。矢印がいくつか書いてありますが、上の方の矢印見ていただきますと、改定のポイント丸 1 というところです。この改定は 10 年ぶりということですが、この 10 年間で河川を取り巻く環境というのは大きく変化をしまして、この赤く書いてありますところがございますのが、そのキーワードにして書いておりますが、こういった変更を受けまして、右側青いところに赤字で、令和 2 年 7 月、令和 3 年 8 月豪雨を受けての対策強化であったり、能登半島地震を受けての複合災害の想定、こういった新しい考え方を積極的に導入していきます。

括弧書きでいくつかキーワードが出ております。少しこの辺りをご説明させていただきたいと思います。

流域治水の浸透でございますが、流域治水はこちらのあえて皆さんにご説明するまでもないとは思いますが、改めて少し触れさせていただきますと、こちらは流域のあらゆる関係者が共同して水災害対策に取り組みましょうという考え方でございます。従来は河川管理者だけで、いわゆる河川改修だけで水災害を防ごうというようなことを進めておりましたけれども、近年の二次災害の激甚化・頻発化ではそれでは対応できないというような状況になってきております。そこで、国・県・市はもちろんです、その流域に住む方々、下流の氾濫するところに住む方はもちろん、上流の氾濫しないエリアに住んでいる方々、川の水を使う方、地域で企業活動されている方、またまた旅行でこの地を訪れる方々など、関係する方あらゆる皆さんで共同して水災害対策に取り組みましょうといった考え方でございます。

2 つ目、ネイチャーポジティブ、グリーンインフラスになります。ネイチャーポジティブといいますのは、自然を回復軌道に乗せていきたいと思いますという考え方でございます。現在は、自然環境がどんどん失われていっているところで、いわばネイチャーネガティブの状態ということですが、こちらを少しでも回復軌道、プラスマイナスゼロ、そしてプラス状態にしていこうといった考え方でございます。2022 年 COP15 などで行われた考え方ということでございます。そしてグリーンインフラですが、こちらは自然環境が持つ機能をインフラ整備に活用しましょうという考え方でございます。世界各国で言われているキーワードのようですが、抽象的な考え方でございまして、明確な定義は決まっていないという状況でございますが河川整備でいえば、生物の生息環境を残していきたいと思いますということになるのではないかと考えております。

そしてその下、DX、カーボンニュートラル。DX といいますのは、デジタルトランスフォーメーションですが、デジタル技術で働き方を変えましょうというのが基本的な考え方です。単なるデジタル化ではありません。デジタル化によって、より良い方向に変えていくということで、河川でいえば施設の管理が少しでも効率化、高度化できるような取り組みを進めていくということでございます。そして、カーボンニュートラル。こちらは二酸化炭素

をゼロにしましょうということでございます。どうしても排出せざるを得ない場合には、それを吸収する除去するといったことで差し引き税を目指しましょうといった考え方でございます。

この10年で生まれた新たな課題考え方といったものを、このプランでは積極的に取り入れてまして、それを受けて、じゃあどういう河川を整備していくのかという内容で整理していきたいといったことを落としております。

そして下の方にいっていただきまして、改定のポイント丸2となります。施策の取りまとめ方法を見直し。この矢印、左の方を見ていただきますと、先ほどご説明しましたハード対策、ソフト対策といった括りで、従来実施内容を整理しておりました。

流域治水の考え方では、ハードソフトという括りではなく、右側矢印の右側、緑で囲ってあるところ見ていただきますと、大きく3つの対策に区分をされます。氾濫を防ぐ・減らす対策。そして、被害対象を減らす対策。被害の軽減・早期復旧のための対策。ということで、この考え方に基づいて整理をしていこうと、変更をしております。

プランの大きな改定としては、この積極的に新しい考え方を入れるということ、そして施策の取りまとめ方法を見直したというものでございます。

この流域治水をもう少し詳しくご説明させていただきたいと思います。

資料3をご覧ください。この資料の3は、今ご説明した内容がもう少し詳しく整理されております。この中の流域治水についてご説明をさせていただきます。

5ページをご覧ください。こちらは流域治水の取り組み、種々ございますが、どういった取り組みがそれぞれの目的に合致するのかということで、分かりやすく整理をされたものでございます。この資料、実は原田先生の研究成果からお借りをしております。ありがとうございます。

対策として大きく3つと先ほど申し上げました。まず上の青いところ、緑のところ見ていただきますと、氾濫を防ぐ・減らす。こちらはボリュームがありますので、河川区域で行うもの、それから集水域で行うものという2つに区分にしております。例えば、今まで河川管理者が行ってきた河川改修といいますのは、左上河川区域の1番ということで、河川改修、ダム・遊水地等の整備というものでございます。従来はこの河川改修のみで、水災害を防ごうというような取り組みを進めてまいりましたが、それ以外にもこうした取り組みがいろいろございます。

下の方には被害対象を減らすための取り組み、被害の軽減・早期復旧を図る、そのための取り組みということでございます。

資料の中に番号シャープのいくつと書いてありますが、こちらは、この流域治水の取り組みとして具体的な事例を国が示されております。その示されている番号を記載しております。そして、番号のないものは岐阜県独自の取り組みということで整理をしております。

資料を少し飛びまして、最後のページ19ページ～20ページをご覧ください。流域治水の取り組み、種々ございますが、各市町村さんでどういった対策をしていくのかというのを考

えていただいた時に、その参考となる資料ということで、こちらも原田先生からご提供いただいたものでございます。

各流域の地形・地勢によって効果の高い施策というのは異なります。集水域の大部分が森林である流域、それから平野部で開発が進んだ流域、平野部だけれども田んぼがまだ多く残っている地域、ということで、この４色に色分けをされております。この４つのカテゴリーごとにどんな施策が有効なのかということで、次の２０ページをご覧ください。

例えば左上、平野部で開発が進んだ流域で、効果がある、効果が高いというのが、色が濃く塗られている施策。色が薄くなっているところは効果がないとは言いませんが少ない、比較的相対的に効果が低いということで、こういう区分を参考にいたしまして、各市町村さんの方でこういった取り組みが有効なのかといったことをご検討いただいております。

後ほど各流域のご説明をさせていただきます。その際、各市町村さんでこういった取り組みがなされているのかといったことにも触れられると思いますので、ご参考としていただければと思います。私からの説明は以上です。

（藤田委員長）

どうもありがとうございました。ただ今の説明がありました新プランの概要につきまして、ご質疑をお願いいたします。

（原田委員）

よろしいですか。原田です。まずは、事務局の皆様におかれましては、これだけたくさんの資料をいろんな協力いただきながらということになると思うのですが、これだけ改定をなさったことに、まずは大変お疲れ様でした。まだ仕事が残っていますが、ありがとうございました。

今ご説明いただいた今回の新五流総の大きな改定内容を説明する資料２と資料３というのは、これはゆくゆく公開される資料なのか、それともこの会議のためだけの資料なのかという点について、まず１点教えてください。

（河川課 阿部）

はい。資料２のこのイメージ図につきましては、資料と中に公開資料として入れていく予定でございます。ただし、まだ、これは内部会議向けの構成ですので、実際公開する際には、少し修正をする必要があるかもしれません。少し公開までにはまだ時間がございますので、最終的なプランの取りまとめの中には入れていこうかと思っております。

（原田委員）

資料３の方も、単純に今日の会議資料っていう位置付けにとどまる資料ですか。

(河川課 阿部)

はい、最終的な構成は、また後程ありますが、資料5となっておりますプランの冊子本体のみを公開対象としておりまして、それ以外のは我々事務方の参考資料という扱いにしていく予定でございます。

(原田委員)

ありがとうございます。今回、改定の基本的な考え方のところで10年経つ中で、先ほど事務局からご説明もあったとおり、かなり河川管理者が進める治水対策だけではなく、やっぱり流域全体で取り組めることに取り組んでいくというように、かなり大きく状況変わっていますし、あとネイチャーポジティブは配慮するものではなくても、これ国際的な目標になっているので、そういった背景の変化を踏まえて、県として今取りまとめられる最新の状況っていうのがこの計画に反映されているっていうその改定の趣旨とかポイントを、ぜひ計画の公表される時に、少しちょっと背景的な説明っていうのが必要になると思うのですけれども、そういった意味では、資料2とか3辺りが、そういったところうまくまとめていただいていると思いますので、その辺の何をどういう趣旨で改定したのかっていう改定趣旨に関することについても、いずれ計画を公表する段階には是非たくさんの方がこれ読まれるものになると思いますので、そういった背景資料もぜひ最終的にはちょっと準備していただきたい。これをベースにすればいいと思うのですけど。以上です。

(藤田委員長)

適切なご意見、コメントありがとうございました。基本的に、パブリックコメントに持っていけないといけませんので、その辺の趣旨とかそういったことは、その辺りからできるだけ浸透していただくのがいいのではないかなと私も思います。

少し大変な作業になると思いますけれども、相当削ってもいいですけど、ある程度の雰囲気が必要かと思います。

その他に。

少し込み入った話で申し訳ないのですけども、原田先生がいらっしゃるので、教えていただきたい。先ほどの資料3の19ページですけど、流域の特性を主には土地被覆ということですけど、いくつかデータを引っ張って来て、クラスター解析をやってみると、さらにいろいろなことが見えてくるのではないかと感じたのですが、どういうふうに使われるかをお聞きしたいと思います。

(原田委員)

ご質問ありがとうございます。これ今回私の研究成果ってご紹介にあったのですけど、実際は、これ岐阜県気候変動適用センターの方で、県の河川課さんと私が中心となって、あと

県の関係部局の方からも 2 年かけて情報収集して、岐阜県としてどういう流域治水に限った話じゃないのですけれども、気候変動と防災に関するところで、県としてどういう施策を持っているのかっていう取りまとめの成果に基づいて、一応こちらの方で、纏めさせていただいたものということになっています。

国交省の方で既に流域治水 2.0 っていう 1 級水系全体ごとの 109 水系それぞれの大きなプロジェクトを取りまとめがあったのですけれども、あまりにも領域が広すぎて、どこで誰がどういう取り組みをするのが効果的なのかっていうのも、いまいわかりづらいということで、もうちょっと県管理河川とか、市町村の区域ぐらゐの土地利用、あるいは氾濫域にどういった人が住んでいるかというところから、効果的な取り組みというのは、少しはターゲットを絞れるようにしようという目的でこれらを整理したものです。

今の藤田委員長からご質問がありましたとおり、これ流域の土地利用については、基本的にこれ、他県でも同じことできるようにしたいなっていうような思いもありまして、全てオープンデータでやっております。具体的に国土地理院の方で整備されている土地利用メッシュで 1km メッシュか 500m メッシュかちょっと今忘れちゃったのですけれども、土地利用の被覆の種類が 8 種類ぐらゐに分けられたデータがあります。それを各小流域、小流域というのは県の管理している河川単位で面積割合を出しまして、それをプラス境を設けた結果、大きく 4 つぐらゐに、2 つに分けるとか 3 つに分けるとか 4 つに分けるとか任意で選べるわけですが、4 つに分けるとちょうど我々がこの辺は田んぼが多いところではないとか、この辺の開発が進んでいて、非常に降った雨がしみ込みにくいところだとか、そういうのが非常にわかりやすいということで、この 4 段階にさせていただいたということです。

また、後で地域委員会の時に、これは地域の方でどういう受け止めがあったかみたいなのところについて、またご報告したいと思います。

(藤田委員長)

ありがとうございます。

きわめて定量的に切られたと、どこで切るかってなってくると、最終的には個別になってしまうわけですが、絞り込んでグループ化し、4 段階にされたということで、よくわかりました。ありがとうございます。

その他にございましたら。

もう一点、地域委員会でも少し申し上げたのですが、先ほどの国交省のバージョン 2、31 施策を出されているわけですけど、その中になぜ水防団、水防活動があまりないのかなって極めて気になったのですけど。県の方ではキチンとやられたということで、良かったのかなと。適切だったと思います。

その他に。次の議題とも関連しますので、次の方に進めさせていただきたいと思います。

続きまして、議題の 2)、地域委員会での議論及び各流域プラン(案)、これにつきまして、

資料 4、5、先ほど説明がありました非常にタイトなものになっておりますので、2 回程度に区切ってもらって、説明の方、その間に簡単なご質問、ご意見を伺いたいというふうにして進めたいと思いますので、事務局の方でこれらの資料について、ご説明をお願いいたします。

(河川課 阿部)

引き続きご説明させていただきます。

地域委員会での議論と各流域プランについてご説明をさせていただきます。最初に資料の方、このクリップ留めでたくさんありますが、そちらを使ってご説明させていただくわけなのですが、中身のご確認を改めてさせていただきます。

一番上にあります資料の 4 というのが各流域での議事録でございます。

具体的に、長良川の流域が一番上にあるかと思っておりますので、長良川をご覧ください。資料の 4 (長) 書いてあるもので、未定稿と書いてあります。

その資料 4 が議事録、そしてその後ろに参考資料 A となりますが、こちらは流域ごとにどのような整備をしていくか、先ほどご説明させていただいた内容と、あと具体的な、どこエリアをどうやっていきますか、どのタイミングでやっていきますか、といったものを整理したものになります。

こちらは、後ほどご説明いたします。そして、その後ろ参考資料 B というのは川づくり目標というもので、河川ごとにその目標を定めたものでございます。

そして、その後ろ参考資料 C になります。こちらは流域内で各市町村さんに、流域治水の取り組み、何ができますかといったことをお尋ねしまして、お尋ねといいますか調整をしまして、こういった対策ならうちの市町村ではできますよ、といったいわゆる意思表示をさせていただいたもの。というものでございます。最後資料の 5 とありますが、ホチキス留めの冊子と、あと目次の比較表となっております。どちらも資料 5 となっておりますが、このホチキス留めのもの、これが最終的に公開されるプランの本体としております。

こちらに先ほど委員長、原田先生からお話がありました概要のものをまた追加でつけるというような形になるかと思います。

この資料 5 でございますが、共通編と流域編というふうに分かれております。共通編の方について、私からご説明をさせていただきます。五流域全て同じ内容でございますので、この長良川のものを使ってご説明をさせていただきます。

初めに目次をご覧ください。共通編は大きく 3 つに分かれております。

一つは基本的な考え方。これは、先ほど申し上げましたこの 10 年間で新たに生まれた出来事、考え方といったもの、それを受けてどのように考えていきますかといった総括的な内容を記載していきます。

そして二つ目、8 ページ以降。こちらでは、その新たな考え方、課題に対してどのように対策を進めていくのかといったことを整理しております。具体的に 8 ページから流域治水

の説明をしております。流域治水というのはこういうものです。この流域ではこういった対策が有効です。といった説明をしています。これが 11 ページまで続いております。

そして、12 ページは具体的にどのように対象河川を選定していくか。

そして 13 ページからが長寿命化・耐震化について。

そして 15 ページ。こちらは維持管理について。

そして 17 ページ。こちらは能登半島地震を踏まえた複合災害への備え。

そして 19 ページは環境への配慮。

20 ページが DX の推進ということで、基本的な考え方とその対応の方針というものをまとめたものでございます。

一番ページ数を割いておりますのは、最初 8 ページからの流域治水ということで、今回の改定の基本的な部分ということでございます。少し厚めに整理をしております。時間の都合上、細かい内容は少し端折らせていただきます。

次 21 ページからが第 3 章ということで、具体的にどのように計画を運用していくかといったことを整理しているということでございます。

(1)の部分、特にご覧いただきたいのですが、今回のプランと言いますのは、河川整備計画など、様々な計画の策定にあたっての基礎となるものということでございます。今後の岐阜県の河川を左右すると言っても過言ではないというふうに、先ほど真鍋からも挨拶の中でありましたが、まさに基本的な計画であります。それをどのように見直しをしていく、運用していくかといったことを整理しているのが、この 21 ページ 22 ページということになります。

共通編については以上でございます。引き続きまして流域編ということで、各土木事務所からご説明をさせていただきます。まずは、長良川流域からご説明をさせていただきます。

(岐阜土木事務所河川砂防課 山北)

岐阜土木事務所河川砂防課の山北と申します。

わたくしの方からは先ほどご紹介がありました、長良川流域のご説明をさせていただきます。それでは流域編ということで、長良川流域の個別の案件に絞りましてご説明いたします。

まず、次期プランの対象河川につきましては、資料 5 の 52 ページ 53 ページをご覧ください。52 ページ記載の対象河川に選定に基づきまして検討し、一覧表を載せてあります。

現行プランの対象河川が 45 河川ありましたが、改修が完了した鉢屋川を除いた 44 河川につきまして、対象河川としております。新たな追加、河川はございません。

54 ページをご覧ください。選定した対象河川のうち、整理を実施する機会について、表の通り掲載をしております。

55 ページをご覧ください。長良川中上流域における整備対象河川とその区間を示したもののになります。

56 ページをご覧ください。長良川中流支線流域における整備対象区間とその対象河川の区間を示したもののになります。

続きまして、63 ページをご覧ください。現行プランと同様、次期短期 10 年、中期の運営は 20 年から 30 年、長期はそれ以上ということで、3 段階に対策を整理しております。

64 ページをご覧ください。長良川中上流域における段階的な整備を示した図になります。

65 ページをご覧ください。長良川の中流支川流域における段階的な整備を示した図になります。

続きまして、次期短期目標である今後、概ね 10 年で整備する河川につきまして、少し説明をさせていただきます。

次期短期目標につきましては、現行プランの短期目標期間で整備が完了していない場合は、未実施分の区間をまず次期短期の目標としており、進捗度が高い河川につきましては、上流への区間延伸など見直しを行っております。

次期短期に整備するものは 16 河川と内ヶ谷ダムがございますが、代表してここでは長良川と境川、鳥羽川についてご説明いたします。

説明は、右肩に参考資料 B と記載しております川づくりの目標資料で説明させていただきます。

まず、右下 4 ページをご覧ください。長良川につきましては、下流直轄との区間境である 56.2 キロから、上流は郡上市の 117.1km までの 60.9km で実施しております。工区を分けて実施しております。現行プランでは木尾、大矢・下田、高原工区が完了しております、次期プランでは下流から岐阜、今川、立花、深戸、中山・穀見、馬皿、剣・万場、白鳥に工区をわけて実施します。

境川について、右下の 116 ページをご覧ください。現行プランに加えまして。岐阜市の高田地区というところが浸水被害がよく発生します。この浸水に対して効果がある 13.8km

から 14.825km の区間につきまして、追加をさせていただいております。概ね 5 年一度発生する規模の洪水に対応した河川改修を進めておりますが、現在は JR 橋・名鉄橋の改修に向けて施行を行っております。

次は、鳥羽川でございます。スライドは右下 148 ページでございます。現行プランでは、三田又川と鳥羽川の立体交差の解消を行いました。次期短期目標としましては、上流部に延伸をしました 9.2 キロから 10.8 キロの 1.6km につきまして、現行プランと同様、掘削、橋梁の架け替え等を実施しまして、概ね 5 年に一度の洪水規模に対応した河川改修をすすめています。

続きまして、ソフト対策についてご説明したいと思います。

今回のプランでは流域の市町が一緒になって流域治水をすすめるということで、今回、市町に聞き取りを行いまして、取り組む内容について取りまとめを行っております。

聞き取り結果につきましては、参考資料の C と事務局の説明の通りでそれに関してございます。

資料 5 プランの冊子に戻っていただきたいのですが、その 66 ページ 67 ページをご覧ください。この中で長良川流域の中で特徴のある対策を説明します。

まず、66 ページの施策ナンバー10。民間施設における雨水貯留浸透施設の整備、維持管理の指導ということで、主に境川流域におきまして、民間施設の開発、流出抑制施設として、雨水貯留浸透施設の設置を指導しているところであります。この取り組みにつきまして、引き続き評価・継続したいと思っております。

さらに、現在、特定都市河川指定に向けました調査を実施しております。採択要件に当てはまれば、流域市町と調整を経て申請をする予定でございます。

また、関市が先進的に取り組んでおります施策ナンバー12、田んぼダムにつきまして、関市の取り組みを参考にしまして、流域内の市町においても田んぼダムを活用していけるように検討を進めてまいります。

あと、第 15 回の地域委員会に出ました主な意見でございます。資料 4 の方になります。この中では、1 点目、関市の取り組み。先ほどもご紹介しました田んぼダムにつきまして、関市は田んぼの排水口に排水柵を常時設置するため、耕作者に補助金 5 万円を出して協力を促しているということでございますし、機器の維持管理につきましても、専門家が素早く対応できるような体制をとっているというようなご発言がありました。

あと、2 点目でございますが、県の河川改修について、関市、美濃市からのご発言です。河川改修が進むことで、沿川住民から不安が小さくなると。あと、同時に改修効果がえられると、このようなお声をいただいているということでございます。引き続きプランに基づきまして、計画的に事業を推進していこうと思っております。以上が長良川流域の説明です。

(大垣土木事務所河川砂防課 川口)

引き続きまして、揖斐川流域のプランの内容について、大垣土木事務所河川砂防課の川口

ですけど、説明の方をさせていただきます。

資料は、揖斐川流域の資料となります。

資料がたくさん出ていますが、よろしいですか。この中の資料 5 などを使いまして説明の方をさせていただきます。

まずプランにおける対象河川と区間につきましては、資料 5 の 44 から 45 ページに対象河川の選定と区間というふうに記載しております。

新旧わかりやすいように説明させていただきたいと思いますので、お手元の参考資料 A の右側の資料を使って説明とさせていただきたいと思います。

右上に資料 A と書かれているものの、7 ページをご覧ください。左側が現行プランの対象河川と対象区間を示しております。今回の改定によりまして、右側としまして対象河川 21 河川としまして、現在実施中の改修計画を継続するものとして位置付けております。

下流の国区間の治水安全度を考慮しながら、上下流のバランスの取れた河川改修を基本に実施していきたいというふうに考えております。

また、対象区間につきましては、変更点を朱書きしてございますけれども、事業の進捗や詳細な測量成果の実施によりまして、例えば相川・大谷川等につきました事業の進捗をあったということで、事業区間の再設定を行っているといったところを示してございます。

続きまして、こちらの資料 A をそのまま使いまして、9 ページでございます。

今後 10 ヶ年の短期の区間を変更したものを上下でわかるように示してございます。上が現行のプランの区間でございまして、下が今度改定する対象河川と事業区間を示してございます。この朱書き箇所が変更となりまして、杭瀬川、水門川におきましては、今年の 8 月の台風 10 号によりまして被災を受けたといったところもございまして、そういった区間につきましては短期区間で、この浸水被害の区間を含んで、上流へ区間延伸を再設定しまして、改修のスピードを上げるという目的で区間の見直しを行っております。

また、一部桂川といった河川がございまして、改修が一連区間で完了したということで、表の方からは削除しております。といったところでございます。

この中で代表河川としまして、杭瀬川について、お手元の参考資料 B を使って、簡単に説明の方をさせていただきたいと思います。参考資料の 26 ページをご覧ください。25 ページから杭瀬川のところとなっておりますけれども、その中の 26 ページです。今のプランでございまして、この赤色で示している区間をこの 10.6km から 12.7km と池田町内において治水安全度の向上を図るということで、河道掘削と護岸整備を実施してきたといったところでございます。

今回の改定によりまして、27 から 28 ページが今回の改定するところを示してございますけれども、昨年先ほど言いましたように、8 月の台風による被害を受けまして、次期短期目標ではその浸水したエリアを含めまして、12.7km から 16.4km の 3.7km について河川改修ということで、河道掘削とか堰の改築、橋梁改築を実施しまして、おおむね 5 年に一度というのが発生する規模を対象に改修の方を実施していきたいというふうに考えております。

また、30 ページをご覧ください。30、31 でございます。川づくりの目標ということで、現行プランでは、水際部の植生の繁茂と、自然の水際の環境創出を図るというふうに設定しております。この低水護岸を覆土しながら、ホタルの生息環境の創出等を図るということで、次期プランも引き続き継続して実施してまいりたいというものでございます。

戻りまして、参考資料 A の方をまたご覧ください。そちらの 10 ページになります。こちらは、中期と長期で整備する河川と区間を示してございまして、区間が着色してくる区間で、あとはその整備規模を示しているというものでございます。こちらの方は、資料が行ったり来たりして申し訳ございませんけど、資料 5 のプランの冊子の方でいきますと、52 ページから 54 ページまで示されてございます。

次にソフト対策ということで、今回このプランに位置付けられる特にその市町さんにおける流域治水対策に取り組みについて紹介させていただきたいと思います。

こちらは、A3 の参考資料 C をご覧ください。こちらは揖斐川流域市内の市町さんのソフト対策ということで、ヒアリングさせていただいた結果を取りまとめたものでございます。

揖斐川流域の特性ということで、先ほど資料 3 の方でも説明がございましたけれども、揖斐川流域ということで平野部で水田の割合が高い地域といったところもございまして、例えばこの資料の中でいきますと、#11 のため池の活用とか #12 の田んぼダムの実施といったところが、各市町でも検討とか整備を予定されているといったところでございます。

また、揖斐川流域この地域特有の現存する輪中堤の保全対策といったところで、ちょっと下の方へ行きますと星印のところでございますけども、そういった輪中堤の保全といったところの取り組みを挙げられておるということで、こういったものをプランにつけていきたいというふうで考えております。

あと、最後に 1 月 9 日に開催しました揖斐川の地域委員会での主な意見ということで、資料 4 で、皆様からいろんなご意見をいただきました。その中で資料 3 から 4 ページでございますけども、森委員の方から、ため池ということで、流域内にため池が複数ございますけども、このため池を田んぼダムの機能を持たせることができるかもしれないということで、ため池の今後の活用の方向性を確認したいといったコメントをいただいております。そういったため池の活用も、この治水プランのソフト対策として位置づけしていきたいというふうに考えております。

また、5 ページでございますけども、藤田委員長の方から、この揖斐川流域のところですけども、古来より水害に苦しめられてきた歴史的なものがあるということで、輪中のような伝統的な地理対策を行ってきた歴史的特性があるということで、そういった特性を踏まえて、川ごとの特性に応じた対策が行えるよう市町の意見を踏まえて、ブラッシュアップをしていただきたいといったコメントいただきましたので、そういったところも考慮しながら計画の推進を図っていきたいというふうに考えております。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

(藤田委員長)

それでは、ここで一旦、数分間程度のご質問あるいはご意見のお時間を設けたいと思います。ご発現をお願いいたします。大きくは前半が河川課の方から、後半の方は事務所から具体的な説明をいただいたということです。

(原田委員)

ご説明ありがとうございます。資料の本体ですね、第3版と書いてある実際に公表される資料についてですが、まず、構成が地域委員会で見せていただいた時よりかなりわかりやすくなったと思います。

はじめにということで、まず改訂の趣旨が述べられていて、各流域の特徴があって、その後の県内共通編の今回の改定の基本的な考え方でこうなる運用についてです。この点考え方が述べられているので非常に大変だったと思いますが、分かりやすくなっていると思います。

先ほど私1つ目の議事が1つ前の議事の時に、その改訂の背景も含めて少し説明した方がいいんじゃないかということをお願いしたのですが、おおよそこの県内共通編の冒頭を読むと、その辺の背景がしっかり書かれているので、この部分をそのままのプレスリリースのところに持ってくれば、おおよそどういう趣旨で今回、岐阜県のプランの全体の改定がなされたのかということについては伝わるんじゃないかというふうに思いました。

1つ質問と意見なんですけど、例えばその全体共通編の、県内共通編に入ったところの2ページ目、各河川によってページ数が若干ずれていますが、県内共通編に入ってすぐめくったあたりに、上から2行目にさらに令和6年5月の生態系ネットワークの在り方検討会というふうに書いてありますが、今回私は地域委員会の場でも事務局の方に申し上げたんですが、今、国全体の方では、林田さん守備範囲と重なる話になってしまうのですが、河川環境についても定量的な目標を作しましょう、ということで順次、基本的にデータを持っている直轄の河川が先行するはずですが、いずれ県が管理している河川についても、その河川ごとの環境目標というのを少し見直さなくてはいけないというタイミングがいずれ来るだろうというふうに思います。

岐阜県は、すでに平成20何年かは忘れてしまいましたが、自然共生川づくりの手引きを県独自に作って、治水・利水・環境、トータルの川ごとの目標というのを定めて、それが現在も継承されている。

資料でいうと資料Bの方にたくさん閉じられている、河川ごとにもこれだけ多面的な目標設定がなされている県っていうのはあんまりないのではないかと考えております。そういう現状認識に基づいて何が質問したいかと言いますと、その見直しをいつするのかということで、今回総合的な治水対策プラン、新五流総第3版というのは、各河川の河川整備計画よりもさらにそれを包括するような、いわゆるマスタープランに相当するものですが、各河川のその川作りの目標というのを見直していくタイミングというのはどういうタイミン

グで来るのか、その時にどういうふうにもその新しい考え方を取り入れていくのかという方向性ぐらいは、この県内共通編に少し考えを整理しておいた方がいいですね。

いつやる、という約束をしてください、ということは全くなくて、県としてその目標のアップデート、川ごとの川作り目標のアップデートをどういうタイミングで行うのか、という運用については、少し考え方を整理しておいた方がよろしいんじゃないかということだけ申し上げたいと思います。

ぜひ、それについて、もし今この場で回答いただけるようでしたら、お願いします。

(河川課 阿部)

河川課でございます。

まず、プランは先ほど原田委員からご指摘がありましたお話、そのとおりだと思います。特に直近で変わる要素としましては、昨年 6 月に今後の河川整備の進め方に関する通知というのが国土交通省から出ておりまして、その中で、河川工事等においては河川環境保全創出について定量的な目標を定めていきたいと思います、というような通知も出ています。

ただ、定量的な目標と言いましても、具体的に、アユが何匹、貝が何個となると、なかなか設定がしづらい、どうしたらいいですかという相談も国交省の方に示唆しております。

国土交通省の方でもまだ明確な方向性が出ておりませんので、近々2、3年のうちにはある程度実績が積み上がってくるのではないかなというふうに思っております。

プラン改定につきましては、まずその河川環境の目標というのが直近に出てくると思います。こちらがその2〜3年後ぐらいには国から何か示された時には変更すべき要素としてくるだろうと思っております。

プランの本体、どちらの流域でもいいんですが、共通編の最後 20 ページ 21 ページ。長良川流域は、21 ページ 22 ページでございますが、計画の運用で示しております。

こちらの最後、プランの見直しという項目も実はつけておりまして、今、ここにはこの2行だけ、現時点のものでありまして、今後の新たな知見や技術、あとは災害の発生状況によって必要に応じて見直していきたいと思いますが、実はこちらの中でそういった変更についてはしていく可能性がありますと、こういったのを触れていくつもりではありましたが、ただいかにも定型的すぎるので、もう少し先ほど原田委員からご指摘があったようなところも含まれているのかなというふうに思います。

(原田委員)

私からの意見ですが、県としてはすでにその自然共生川づくりの手引きに基づいて、その治水、利水、利用、景観なんかに基づく総合的なその川づくりの目標をきちんと現在持っているという現状をまずきちんと示すべきだというふうに思います。

今後、そういった新たな知見の追加とか、国からルールと言いますか、通達と言いますか、そういったものを見据えて、岐阜県の川をより良くするべく、その時点で改定を図っていく

とかですね、現状で私は素晴らしい目標を、各河川に皆さん頑張って整理されたものがあるという前提で、それを今後そういう機会に応じて更なる向上、よりよい目標というか、得る時期を得たものに変えてくという、そういう形でも少し具体的に書き込んだらどうか、ということだけは意見として申し上げます。以上です。

(藤田委員)

林田委員、何かコメントありますか。

(林田委員)

自然共生センター林田です。

原田先生ご意見にも関連すると思うのですが、今、ご説明頂いた治水対策プランを見せていただくと、河川環境に関する話はすごく削られてしまっているんじゃないかなというふうに思っておりまして、例えばこの資料 5 の表を見ても、前回の分では 4-3 で自然と共生した川づくりの進め方の項目があったんですけど、新しいプランでは言及がなく、河川環境をどこでやるのかな？というのがなかなか読みづらいなというところがまず現状、大きく感じたところになっておりまして、例えば前段の資料 2 でネイチャーポジティブやりますよ、という話があったかと思うんですけど、そのネイチャーポジティブやりますよ、というのを受けて、この治水対策プランのどこにネイチャーポジティブが書いてあるのかな？というのが、なかなか見つからなくて、具体的にどういうことをやるのかな？という言及がなく、本当にネイチャーポジティブやるのかというのがすごく心配するところではあります。岐阜県の環境は満足しているものなので、維持するだけでいいのか、それとも今回やはり治水に特化した形で、進めていくのか、というのをご説明頂けると助かります。

(河川課 阿部)

河川課でございます。ご指摘ありがとうございます。

環境に関してはですね、決して下火になっている、収束というような意向は全くございません。逆に 20 年前の栄光をちょっと取り戻そうということで、今、河川課の中でも、少しまた盛り上げていこうというようなスタンスでおります。

このプランそのものですが、実は環境整備を具体的にどうしましょうか？というのを書いていくには、少しボリュームがありすぎだと思います。一律どの川も例えばこういうワンドを作りますよ、こういう勾配にしますよ、とかそういった書き方がやはり難しいものですから、プラン本体の中には入っておりませんが、その後ろ、先ほど事務所の方から少しご説明させていただきました川づくり目標というところで、具体的にどういう環境配慮をしていくのかといった整理をしております。公表される資料としては、実はこの川づくり目標というのは出さない予定ではありますが、我々のスタンスとしてこういった背景をもとに環境にも配慮していきます、ネイチャーポジティブを進めてきます、というところの意思

表明だけで、本体は終わっている状況です。もう少し事例としてこういう配慮事例もあるよね、とかそういったことを記載することは可能かなと思います。ですが、逐一この川にはこうします、こういう川にします、というところまで全部載せていこうと思うと、ちょっとボリュームが多すぎるということでございます。

(林田委員)

説明ありがとうございます。

先ほど原田先生もおっしゃられたように、元々、自然と共生した川づくりというものを進めていて、かなり全国的に見ても都道府県の中で岐阜県がかなり進んでいるという県だということで認識はしていて、まさに今、国の方の動きとしては環境目標という考え方が出ているというなかでは、岐阜県さんかなりその先手を打つチャンスじゃないかな、まさに今回の改定も含めてなんですけど、ネイチャーポジティブもしくはその環境目標という観点で考えた時に、岐阜県さんトップランナーになれる可能性があるな、というふうに考えていたんです。

そうやってきたときに、他の都道府県さんで何が問題かという、昔の環境調査のデータがないですよ、というのはかなり問題になっていて、何が増えていて何が減っているかというのもわからないというような状態だったんですけど、一方で、岐阜県さん、昔から環境調査でやられてるんで、データは結構ふんだんにあるということであれば、こういったところでネイチャーポジティブ、要はどれが減っていて、どれをこれから増やすためにはどういう風な整備をしていかなきゃいけない、というのが明確に示されるチャンスというか、データなんかも結構あるのではないかという風に考えているので、例えばもし可能であればその県内の共通編の方で何かもう少しこのネイチャーポジティブ、もう少し具体的に何かを示させていただけると、より岐阜県内のネイチャーポジティブだったり、自然と共生した川づくりも進むのではないかな、というふうに思いました。以上です。

(藤田委員長)

どうもありがとうございました。

長良川の資料5の19ページのところに、例えば環境への配慮というものが書かれているのですが、ネイチャーポジティブのいろんな記述を見ると、配慮はだけではじき貧になってしまうということが言われているもので、この辺の表現も違うのにしてもらった方がいいかなというふうに感じます。もう1点で別のところでも、同じようにも配慮というところで生息になっていますが、配慮したとありますけど、先日の揖斐川の委員会での森委員の意見にもありますけど、生育・繁殖環境の整備に向けた川づくりとか、そういった方が良くかなと思っていますので、ご検討ください。

(林田委員)

1点だけ補足させていただくと、国の委員会ではもう配慮という言葉は一切使わなくなりました。これなぜかという配慮というのはどんどんどんどんやっぱり目減りしていくというイメージになっていったのです。これはもう一切国の委員会では使わなくなって、違う言葉で、例えば復興だとか再生だとかというような形で言葉は変えておりますので、配慮は多分これから国では使っていないということでお知らせしたいと思います。

(藤田委員長)

時間の関係で、最初に戻るのですが、飛ばされた資料3の方新たな課題、考え方というところには、すべてもうらした上でかいてもらっていますので、それにつきましてもこの後ご意見いただければいいかなというふうに思っていますので、とりあえず次の流域の報告の方に進めたいと思います。では、説明よろしくをお願いします。

(可茂土木事務所河川砂防課 松本)

はい、続きまして、木曽・飛騨川流域について説明させていただきます。

資料については資料4の(2)になりますけども、私の方で使う資料に関しましては、参考資料A、B、C、そして議事要旨の資料4で説明させていただきたいと思います。まず資料Aにつきましては、これまでの河川同様ですけれども、新規の短期でやってくる河川についてはこれまでやってきたところで、まだ未整備区間が残るところについて重点的にやるということと、あと26年度以降に浸水被害があったところをやるということで、それによって見直した結果が10ページです。

10ページに次期短期区間があります。上が現行短期、下が改訂版ということで、赤字が新たに変わったところということで、他同様区間的に変わったのがあるのですが、新しく切木川、白川、戸川、飛騨川の工区とか、近年の水害によって被害を受けたところが新規として上がっています。一方整備の済んだ上の深度川から下については、改修が済んだということとなくなっているというような状況になっております。

続きまして、個別河川ということで資料Bについて川の改訂状況について説明させていただきます。時間短いのので2河川、木曽川と飛騨川流域の方のそれぞれ代表する河川について説明させていただきます。

木曽川方面におきましては支川の千旦林川、資料については50ページにあたります。この何が特徴かと言いますと、これまでは既存の区間の瀬、淵を利用して片側だけの改修をやってきて、資料50ページの下にあるようなこのような自然環境が残る川という状況でありますけども、資料49ページに少しわかりづらいかもしれませんが、これ今リニアの新幹線がここで岐阜県駅を作っているまさに場所であって、少し分かりづらいので真ん中にリニアの新幹線、その下にブルーで屈曲した川があるのですが、その辺りに駅のいわゆる町ができるという区画整理も同時にやるということで、地元の方々、代表の方々とご意見しながら整備を進めておるということで、次のページ51を見ていただきたいのですが、ここの

河川改修につきましては、水辺空間の創出がいわゆる親水性を考えて、かつ、浸水被害の防止というようなことで、このような川作りを地域の方々の意見を聞いた整備を今進めているという状況であります。

飛騨川流域の支川といたしましては、80 ページのところを見ていただきたいのですが、飛騨川については、令和 2 年 3 年、また令和 5 年も、近年連続して浸水被害を受けたということで、この白川については 80 ページの下少し分りにくいのですが、左の方から流れているのが飛騨川です。その合流支川であるのが白川という支川で、令和 2 年、3 年浸水被害があったのが 79 ページなのですが、当時バックウォーターということで飛騨川の水位が非常に白川へ影響して、家屋浸水したというようなことで、今それに基づく河川改修 82 ページなのですが、宅盤嵩上げということで、低いところにあった宅盤をかさ上げして、その上にまた市街地を形成していただくということで、今まさに地元で、用地補償を進めている状況でありますけれども、そのような改修をしているわけなのですが、次のページ 83 を見ていただきますと、ここ良好な白川鮎の釣り場でもあって、そのような環境に配慮して、川の中の様子はできるだけ改変しない現況のみお筋や現況の石材等を確保しながら、まだ景観にも配慮した改修ができるように地元説明としながらやっているという状況であります。

続きまして、資料 C の方がいわゆる流域治水のところの説明になりますけれども、当流域については集水域が奥行くとほとんど森林、また、下流へ行くと氾濫域ももつ、また、美濃加茂市等の市街地が形成されるところもあるということで、平成 23 年とかの洪水の時には市街地の浸水被害が発生したのですが、そうすると何をやっているかなのですが、特徴的なことと言いますと、氾濫域を防ぐ・減らすところの集水域における対策というところに雨水貯留施設というのが#8 であるのですが、ここでは読み取れないのですが、坂祝や美濃加茂や多治見市が 23 年当時ですけれども流域に対する対策やっているということで、ほぼ、美濃加茂市の方でやっているのですが、坂祝については近年、独自に調整池とか遊水池対策をやっております、県内で 4 番目に小さな町なのですが、本当に小さな町村でもそういうような遊水池的な対策をしていただいて、その下の#11 のため池も活用ということで、今、木曽川導水のような話がありますけれども、こちらの地域やはり水の問題があるというようなことでため池も発達しているということで、そういうのを活用した治水対策を全部ではないのですが、やっている地元等が対応しているということが特徴的になりました。

また、下の方の被害の軽減・早期復旧で防災リーダーの育成で、これについては平成 30 年の洪水以降、県としては危機管理部中心になって、全市町村に対してそういう防災意識の向上に関わる指導とかをしている影響だとは思いますが、どこの市町村も防災リーダーの育成という部分では、人づくりという部分で、一生懸命取り組んでいるということが分かりました。

最後に資料 4 の方の説明ですけれども、資料 4 については 1 月 8 日、ついこの間 1 週間ほど前ですけど、その中でちょっと出た意見の中で、今日は委員長に進めていただきます藤田先生の方から河川改修によって河道を広げるところについてですけども、3 ページの真ん中

辺ですけども、ただ単に河道を広げて整備するのではなくて、それにもネイチャーポジティブの有効性が出てくるということで、そういうことにも考えながらやっていったらいいのではないかという意見をいただきました。

また、最後の方に、5 ページ 6 ページと川辺町と七宗町のご意見がありますが、組長さんに来ていただきました。組長さんに来ていただいて、これまで我々がやってきた河川改修の色々についての感謝の言葉を述べられるとともに、限られた予算の中で厳しいとはあるけれども、やっぱり維持管理という部分で現況の河道をしっかり有効活用して治水対策をしてほしいというようなことで、維持管理面での伐採とか浚渫を引き続きしっかりやってほしいということで、貴重なご意見をいただいています。

簡単ではありますが、木曽・飛騨川流域の説明となります。よろしくお願いします。

(多治見土木事務所 橋本課長)

続きまして、多治見土木事務所の橋本でございます。土岐川流域の地域委員会での意見等を説明させていただきます。

資料 4 と資料 5 をメイン、参考資料 A、B、C を使いながら説明をさせていただきます。

まずは、参考資料 A の 7 ページ目をご覧ください。河川の対象区間でございますが、平成 26 年以降、土岐川管内の方では新たな浸水被害区域が生じていないということでございますので、現行の対象河川と同様の河川ということで、河川の増減はないという状況でございます。その辺につきましては、本編の方の 34 ページと 35 ページの方に記載がございます。

続きまして、1 枚はねていただきまして 9 ページでございます。参考資料 A の 9 をお願いします。次期短期区間でございますが、現行の短期ハード対策の平成 26 年に対して、令和 7 年以降、改訂版の短期につきまして増減がございます。土岐川につきましてですが、松ヶ瀬橋工区と大正堰工区というのが、平成 26 年度、令和元年に完成しておりますので、その辺の区間的な距離が若干変わってきているということで、それ以降に順番に検討している中で新たなその区間、具体的にどこだということを確認していきたいというところ、令和 7 年以降、ハード対策を進めていきたいというふうに考えております。

現在は、土岐川で言いますと、土岐橋工区ということと小里川の 2 つの工区を現在進めておりますので、それを順次進めながら地元の方に状況説明しながら、順次取り組んでいきたいというふうに考えております。

参考資料の 5 ページをご覧ください。これが土岐橋の現在について説明しているものですが、小里川との合流点の直下でございますが、土岐橋もございまして、流下能力が低いということで、現在これを進めているという状況でございます。

地域委員会の方で説明させていただいた中で、地元の方からいただいている意見につきまして、資料 4 の裏面の方に、各市さんの意見を書いてございます。多治見市さんの方で、流域みんなで一緒に進めていくことが重要であるということも理解いただいております。

土岐市さんも同じくで、ハード対策単独では地域を守ることが非常に難しいため、ソフト対策を含めて進めていくということも理解していただいております。

瑞浪市さんも流域の関係者と連携しながら、まちづくりに力を入れたいということをお願いしております。

恵那市さんも、短期目標をいかに実現していくかということ、各河川の治水に取り組んでいきたいということで、支援をお願いしますという意見をいただいております。

この中で各委員から意見をいただく中で、田んぼダムにつきまして、取り組みに後ろ向きというわけではないのですが、なかなか難しいという話で取り組みの検討をどうしようと迷っているというのもございましたが、田んぼダムの場合は、今後手引きが発行されるということであるということをご説明したところ、参考資料の支援のところでございますが#の 12 ですが、田んぼダムにつきましても次期短期ということで、土岐川流域の全市が前向きに取り組んでいただくということに変わったところでございます。

改定内容の中でお話をしていきますと、資料 4 に戻るのですが、先ほど委員さんの方から話がありました河川改修、自然環境の川づくりには相反するのではないかという意見がやはりございまして、そういうことではなく、それも当然配慮していきながらやっていきますということもご説明をさせていただいたところです。

これで土岐川流域の説明を終わります。

(高山土木事務所 立沢課長)

続きまして高山土木事務所の立沢でございます。

宮川・庄川流域のプランについて説明させていただきます。

資料については参考資料の A、B、C を使って説明させていただきます。

まず、参考資料 A の 9 ページをご覧ください。こちらは次期短期区間の現計画と今回の新しい計画についてのハード対策の一覧表になっております。こちらでも河川改修が進んでいるということもございまして、今回の計画については宮川の石浦工区が完了しているということで削除しているのと、苔川については、下流から順次改修の方を進めておりますので、改修区間を 1km から 0.7km に修正をしております。9 ページの下の方に次期短期プランの計画区域の位置図になっております。

続きまして次の 10 ページをご覧ください。こちらがハード対策の中長期区間の計画になっておりまして、こういった形で河川整備を進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、参考資料 B をご覧ください。B の 18 ページをご覧ください。こちらの方で具体的な河川の改修について抜粋で説明させていただきます。今見ていただいております 18 ページの方は高山市内を流れます江名子川の河川改修事業についてなのですが、こちらは宮川の支川になっておりまして、高山市外の中心市街地を一部流れる河川でございます。こちらの江名子川については、平成 26 年 8 月の洪水の時に浸水があったということですが、平成 30 年から令和 2 年にかけて、河道改修等を実施しておりまして、令和 2 年度の出水時

には浸水被害がなかったというような改修効果の方が出ております。

続きまして、次の 19 ページを見ていただきたいのですが、こちら江名子川の改修区間ということで、次期短期目標の 2.6km については、こちらの位置図に示す通り、10 年確率で河川改修計画を進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、23 ページをご覧ください。こちらの自然環境、景観等についての記載になっておりますが、先ほどお話した通り江名子川については、高山市の歴史的建造物があるような地域を流れる区間においてはこちらの写真にある通り景観等に配慮した整備を行うというと共に、上流区間については自然環境、生息・生育環境を保護した上で、河川整備の方を進めていきたいという風に考えております。

次もう 1 枚めくっていただきまして、25 ページになりますが、こちらも苔川の河川改修事業についての説明を簡単にさせていただきます。こちらについても、平成 16 年、26 年の出水により被害が生じたということで、次のページの 27 ページになるのですが、こちら宮川の支川になりますが、宮川合流点から過去から順次河川整備の方を進めておりまして、今回の次期短期目標につきましては、上流区間の 0.7km の区間について、河川改修の方を進めていきたいというふうに考えております。もう 1 枚めくっていただきまして、29 ページの方になりますが、こういった形で住宅街を流れる河川ではあるのですが、河床を平坦にせずに植栽回復ができるような形での河川改修とか、階段を設置して浸水性を多く取るような形で、河川改修の方を引き続き進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、参考資料の C になります。こちら流域治水の取り組みについてということで、流域内には高山市、飛騨市、白川村ということで、2 市 1 村の取組について一覧表の方で記させていただいております。こちらの流域は、主に山間部ということもございまして、各市村の取り組みについて大きな違いが見えにくいところではあるような形になっております。ただ、浸水を防ぐ取り組みについては、各市村ともに下水道とかため池とか森林保全とか、そういった取り組みをしてなるべく流出防止というような取り組みを、引き続き継続して実施していくというような取り組みで考えております。また、下の欄にあります氾濫域における対策というところにおいては、避難路の確保とか防災リーダーの育成とかそういったソフト対策についても、引き続き強化して実施していくというふうに取りまとめております。

最後になりますが、地域委員会での委員からの主な意見ということになるのですが、こちらは河川改修のボランティアで環境美化を実施している委員の方からの意見なのですが、ボランティアの参加している方の高齢化とか数が減っているということもあって、なかなか河川環境の整備ということで、今後、継続とか清掃レベルの維持について課題になっているというようなご意見があったのと、あと、漁業関係者の方から、河川工事において河床が平坦になるとか、大きい石がなくなって瀬や淵がなくなるということがたまにあるということもあって、そういった瀬や淵の保全を引き続き考慮して整備をしていっていただきたいというようなご意見がございました。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

(藤田委員長)

ありがとうございました。それでは、事務所からの説明につきまして何かご意見、あるいはご質問等ございましたらお願いいたします。

(原田委員)

ご説明ありがとうございました。5つの流域の地域委員会での議論とか、各幹事になっている土木事務所さんの方から市町の方に問い合わせしていただいて、おそらく国が流域治水2.0まとめた時よりもかなり突っ込んだ議論がなされて、結果的に市町の方からも新しい対策に取り組もうというの掘り出していただいて非常に大変な仕事だったと思うのですが、ありがとうございました。

今回は各流域について全部参考資料Cということで、各市町村の方でこういうことやっていくという風な取りまとめをなされたのですが、これは公表するものではないということではよかったですか。

(河川課 阿部)

よろしいでしょうか。回答させていただきます。

こちら市町村の方にヒアリングを行っておりますが、あくまで意気込みを示していただくものということで、やはりどうしてもやるやらないと約束ではありませんと、約束という破っていけませんという風になってしまうので、少しでも前向きに進めたいということで意気込みでも結構ですと。

(原田委員)

わかりました。参考資料Cに書いていただいた情報というのは、本編の方には少しあれですね。悶々として市町の方でこれこそ取り組み進めていきますということで、ただ言葉で確か地域委員会の時は市町ごとに少しメニュー的に書き出されていたような気がしたのですけれども、今の最新版だと参考資料Cに上げていただいた情報というのはどういうふうに収録されているのかというところについて、確認をさせていただきたい。

どういうふうに収録というかどういうふうに扱われているのか。どこかの圏域を例にしてお示しいただければいいと思います。

(河川課 阿部)

流域ごとにページが違いますが、A3の折り込みの資料が入っております。最後の宮川流域でいきますと47ページ。こちらに施策番号ごとにまとめております。具体的に何市が何をやるという記載は省いております。こちら公表するものですので。

(原田委員)

分かりました。(市町村)と書いてあるのが、参考資料Cから集約して流し込んだような感じになっていると。

(河川課 阿部)

そうです。

(原田委員)

分かりました。その上で1個質問と言ったら、今この大変な回答をしているところで聞くのはあれなのですが、今後この各市町さんの取り組みについてフォローアップしていく場面というのは、新五流総の地域委員会で今後、市町さんの取り組みについても情報共有いただくというそういう進め方になってくるという理解でよろしかったですか。

(河川課 阿部)

おっしゃる通りでございます。

(原田先生)

はい、ありがとうございます。その確認です。

(藤田委員長)

これまでの地域委員会でも適宜こちらの方でも委員会の方でも報告してもらっていますが、毎年、先ほどの氾濫集水域の取り組みに近い内容については、本当に個別적으로ご報告いただいていたので、ある程度そういう問いがきても、割と意見をいただきやすかったと、私は理解していますし、実際そうだったんですけど。

(原田先生)

そうなると、私やっぱり岐阜県の頑張っているところはしっかり計画にアピールして計画に書いていけばいい、基本的にそういう考え方なのですが、県内共通編の運用というところに新五流総の地域委員会を通じてそういった大規模減災協議会をかねているわけですが、こういった市町村での取組というのをきちんと地域委員会についてフォローアップしていきますよということが、実はこの運用のところに書かれてないです。ですから、この運用のところにせっきそうという仕組みを持っているわけですから、県内共通編の計画の運用というところに、地域委員会を通じてこういった、今回、市町村からも情報に共有いただいて、こういった取り組みについてフォローアップしていきますよということについては、書き加えていただいた方がいいのではないかと思います。はい、以上です。

(藤田委員長)

地域委員会の時に示していただいたプラン案の内容と、かなり変えてもらって、なかなか最後詰めるところが難しいということで、今日はいろんな貴重な意見をいただいていますので、そちらの方をぜひ反映してください。

私も宮川流域ですと、市と村の範囲が非常に広くて、こういった一覧表ではなかなか対応しきれない、難しいところもあるのかなという気がしているところがあります。やっぱりそれぞれの流域あるいはそれぞれの市町村の特に面積が大きくなってくると、要するに地形的に対して自然環境に多様な特徴があるというところがありますので、そういった難しさが宮川流域にはあるのかなと感じた次第です。

その他、全体に通じまして、こちらにありますように新たな課題、考え方のところに流域治水、DX、カーボンニュートラルと言われてはいますが、長寿命化、耐震化も非常に重要なことになっていますので、ご覧になってコメント等いただいたと思います。お願いします。

(高見委員)

河川構造物の長寿命化について少しお願いしたいことがあります。

既に岐阜県の河川インフラ長寿命化計画というのが10年前に策定されました。河川構造物に関しては、5年前に一度改定を行って、既に見直しをそういうこともあって、長寿命化というのはうまくいっているのではないかなとは思っているのですが、そういった実績を踏まえて新たに次の新しい計画を立てるという、そういう過去の評価を入れた表現ができないのかなと思います。

例えば、コストダウンが上手くあるいは維持管理対象が少なくなっている。そういったことを何か表現したらどうか。それから2つ目は、この10年で生まれた新たな課題、考え方でDXというのがあって、これも岐阜県のインフラ長寿命化計画の中で、情報基盤の整備というのはもうすでに歌われておりまして、それでこの中の資料を読むと河川そのものとかあるいは堤防とか、維持管理にはDXが使われているのですけれども、排水場だとかあるいはゲート設備だとかそういった機械設計、そういったものに対してもDXをぜひ活用していく。例えばここの中にありません。タブレット使って点検を行うとか、そういったものを活かして、そしてデータをインターネットで吸い上げてサーバーで管理して、トレンドを見てこの異常がどの程度進行しているか、それは画像データ、例えばゲートの下の塗装も写真のデータを使ってどうなっているとか、これ一例ですけどもそういったシステムも既に世の中に出されています。参考にされて、河川構造物の長寿命化にDXを活用していただきたい。これはすぐにやれるのか、将来そうなるのか、判断はできませんけれども、それをお願いしたいと思います。

(河川課 伊藤)

河川課の伊藤でございます。

今、先生の方からご指摘がありました。インフラ長寿命化計画でございますが、令和3年4月にフォローアップ委員会のご承認のもとに、改定を行っている状況でございます。すでに一度このフォローアップ委員会を通して、インフラ長寿命化計画は流域の総合治水対策プランとは別綴じで一つ大きな詳細の計画としてまとめているというところもございますので、今回のまず流域総合治水対策プランの方では、詳細までは言及せずに記載していると、詳細版はこのインフラ長寿命化計画を見ていただきたいというような状況にはなっております。

あと、インフラの維持管理についてのDX化につきましては、タブレットの管理等については言及しているところですが、今、先生からお話がありました排水機場であるとか、ゲートの維持管理については、まだ、DX化というのが及んでいないところもございます。今、堤防点検であるとか河川巡視について進めているところなのですが、今回のご意見も含めて、今後ポンプ施設であるとかゲートこういったところの保守、維持管理についても、同様なDX化を進めるような取り組みを今後も継続していきたいというふうには思っているところでございます。

(高見委員)

はい、分かりました。結構です。

(藤田委員長)

最新の手段で、DXがどんどん進められてきているという面もあって、その辺の情報収集というか、そしてどれが適用可能なのかとか、そういったところがポイントかなという気はしますが、その辺りも。

(高見委員)

DX化というのは日進月歩で、最近ではAIという言葉で代用されるような過去のデータをうまく活用して、それでメンテナンスの精度を上げるとか効率をよくするとか、そういったことも将来的には可能になるかなと思います。

そのためにはデータを蓄積するとシステムを早急に構築すべきではないかなと思っております。

(能島委員)

能島でございますけれども、今日のところは耐震化とかあるいは複合災害とかについては然る題材ではなかったというふうに思いますけれども、共通編のところには記載がきちんと書いてありますので、コメントと質問させていただきたいと思います。

宮川の資料のページ数では14ページに耐震化のことが書いてございまして、主に液状化

をハザードとする河川堤防の破壊とかということが書かれていて、耐震対策に関しては排水機場、樋門については完了で河川堤防については未着手ということで、下の表を見ますと要対策の延長そのものが短いですし、それから左側の性能照査の要対策というのも箇所数的には少ないですけど、各流域にまとめられたものには危険性だとかどこがとかはきちんと明記されているのかどうかということについてお尋ねしたいのが一点と、もう一つ、17ページに複合災害の話題が書いてありまして、複合災害というのは例えば地震災害のために堤防がやられてそこで溢水することがあるとかいろんなタイプものがありますので、この記載は能登で起こったことを考えると、かなり限定的かなというような印象を受けました。七尾の方、内灘のこととかその辺のことが少し書いてございますけれども、もっと学ぶべきことが多かったのではないかなと思っていたりします。

堤防の機能が沈下しているところに、洪水の大雨が降ってくる時の避難のあり方だとか情報提供ということはその下の段に書いてありますけれども、例えば仮設住宅の立地のように、普段は居住地域として使っていないようなところに、人が場合によっては大人数の方々が長期間住むようになるというようなことを考えると、そういったところでの安全性とか、もしかしたらもうすでに急遽検討されたりあるいは情報提供されたりしているかもしれないけど、そういった意味での複合災害とかということについても記載があったらいいかなというふうに思いました。

災害のメカニズムを考える我々にとっては複合災害という形になりますけど、被災者にとっては二重被災というそういう形になりますので、やはり命の関わる動きだと思いますから、その辺りについてお願いしたいというふうに思います。

(藤田委員長)

少し時間が押してきて、申し訳ないということですが。冒頭あいさつでもお示ししましたがけれども、阪神淡路の時、堤防がすっかりなくなってしまったという衝撃的なことも受けていまして、このプランでも資料3の11ページのところにありまして大変な状況ですけども、ぜひこのあたりをしっかりと進めていただきたいと思います。

(河川課 伊藤)

ありがとうございます。

今、能島委員の方から、ご指摘となりましたところについてなのですけれども、まず流域ごとに示していくというところですけども、流域ごとに詳細のところはお示しするようなところは資料として整理していく予定です。

ただ、耐震性能調査につきましては、現在まだ全て再調査、最終的にする調査が終わっていない状況でございまして、今回の改定の段階では、具体的にどこの部分が要対策になるのかというところまでをお示しするまでの情報は得られないという状況です。

もう一点ですが、今課題として分かっているのは耐震対策、堤防の耐震補強というのは、

非常に高額になるというところは他県の施工事例から見て分かってきているところがございます。そういったところもあって、従来、これまでの改定前の計画ですと、耐震性能調査で要対策になったところは全て対策を行うというこういった考え方から、耐震性能調査でアウトになったと、それからそれ以外にも耐震性能調査では NG にはなっていないのだけれども、堤防の沈下というのは広範囲に広がるかと、こういったところは能登地震で分かってきたと、そういった堤防の天端が下がってしまうということは、委員のおっしゃられるように、その後の出水にとって治水安全度は相対的に下がることになります。

そういったところの対策も含めて、社会的影響の度合いを緩和し合いながらどこからやっていくのか、そういった対策方針が今後検討していくというような状況でございます。今、総合治水対策プランの中ではその考え方のところまで、現段階では言及できるかと。また以降来年以降、フォローアップ委員会等もございますので、逐次そういったところは委員にもご相談にのっていただきながら、具体的な対策方法を考えて、こういったように考えております。

(藤田委員長)

予定していた時間が過ぎて申し訳ないのですが、とりあえず次の次第に進めさせていただきます。3) になります。今後の進め方について説明をお願いいたします。

(河川課 阿部)

資料6をご覧ください。会議次第が綴じた資料の一番後ろでございます。

1月中旬とありますが、本日、第3回のフォローアップ委員会を開催しました。この後ですが、1月下旬から2月下旬頃を目途にパブリックコメントを実施する予定でございます。30日間と日付が決まっておりますので、加えて指示が少しずれる可能性もございます。2月上旬に入ってからということもあります。その上で、3月下旬には現行プランの改訂公表といった流れを予定しております。

パブリックコメントに使う資料でございますが、本日いただきましたご意見を踏まえまして、事務局の方で修正をさせていただいたもので、パブリックコメントの方に向けさせていただきます。具体的には最初の方、ネイチャーポジティブ配慮ではなく進めるものだよという話、共通編に環境面をもう少し詳しくといったような話、それから運用面の話、フォローアップ体制をどうするのか、アップデートをするのか、それから生物の生殖、繁殖、こういった文言の修正の話、それから最後の長寿命化の部分、DX部分といったところを中心に事務局の方で修正をかけた上でパブリックコメントというような流れを予定しております。以上でございます。

(藤田委員長)

今後の進め方について何かご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。あまり

時間はないのですが、パブリックコメントに向けてさらにブラッシュアップをされたいとのことです。今日の資料の一番関心の高いことにつきまして、目をおとしていただいて事務局にお気づきのところをお知らせ頂けると幸いに存じます。

それでは全体を通じまして、何かご発言をお願いしたいと思うのですが、特に今日は、ご発言にいただく前に西條委員の方もしよろしかったらと思います。また、大溝委員もコメントいただきたいと思うのですけれども。

(西條委員)

1点だけ、河川の整備計画という点で1つ疑問を申し上げたいと思います。資料2にございますように基本的な考え方というのは、県全体の各流域であるいは中小河川の流域について共通するもので、基本的な理念の姿勢になるかと思うのですが、これはどこの河川と言いますか、当てはまることなのですかけれども、各流域木曽川があるいは宮・庄川あるいは揖斐川それぞれにおきましては、その中で個別的に特性が出て当然だと思います。ですから、全て生物の生育・生息の環境、あるいはどのように河川改修して安全性を求めていくかというのは、河川環境を記す場合にでも、全て一緒になる必要はないしなくてはいけないと思います。なってしまいますと、昔も申し上げましたように河川環境を見ると同一の河川になってしまう、どこの河川も同じような間隔で瀬と淵が連続することになってしまいますので、もっと自然の姿というものを考えるようにしていただければ環境、いわゆる河川の生態系が多様化していきます。その全体が集まって、岐阜県の生物の多様性というものも、あるいは環境の豊かさということにもつながってまいりますので、一つの物差しに当てはめるということではなくて、それぞれの特徴というものをぜひ活かすような方向で考えていただけたら幸いだと思います。以上でございます。

(藤田委員長)

どうもありがとうございました。それでは大溝さんお願いします。

(大溝委員)

気象台では地域防災支援ということに努めておりまして、平時の対応ということで、この1年間で私は42市町村の組長さんと全て会ってきました。

その中で災害のことをお話しさせていただくのですが、その話の中で共通することは、大きい河川というのはもう改修が済んでいてまず被害がないから安心だということなのですが、最近の雨の降り方が短時間に量が降るということで内水氾濫が増えているというところで、地域委員会のどこかで河川改修するのが下流からやっていくということをお聞きしましたけれども、市町においては下流部からやってくるので自分のところはまだできない、少し困っているというようなことも聞きました。

ということで何が言いたいかというと、雨の降り方というのが今後短時間でたくさんの

雨が降るということを念頭に入れてもらって、これまでと違ったその基準というかも考えて、プラスアルファを考えていけないのかなと私は思いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

(藤田委員長)

どうもありがとうございました。

それではその他何かございましたら、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。今日は少し時間が押してしまい申し訳なかったのですが、このプランの改訂にパブリックコメントにあたっては、原田委員もおっしゃいましたように、県の方ではこれまでいろいろ取り組みがあつてといったもう少し前面に押し出して文言等を直してもらうのも良いのかと思いますので、その辺り等をこの後の作業に進めていっていただけたらと思っております。これまでの協議に感謝いたしまして、私の方の進行を終わらせていただきます。あとは事務局お願いいたします。

(河川課 牛丸)

藤田委員長、長時間にわたりありがとうございました。

委員の皆様方におかれましても、長時間にわたりまして、非常に熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございました。本日少し時間おしてしまいましたが、時間の都合上、質疑の時間というのが十分に取れなかった部分ございますので、もし何がお気づきの点等ございましたら、期限を切って恐縮ですけれども、来週の水曜日 22 日を目途に事務局の河川課企画環境係の方までお寄せいただければ幸いに思います。

また、本日の議事要旨につきましては、事務局で作成の上、藤田委員長にご確認いただいた上で河川課のホームページで公表いたしますので、ご承知おきをお願いいたします。以上もちまして、第 23 回新五流総フォローアップ委員会を終了させていただきます。委員の皆様、長時間にわたりどうもありがとうございました。